

令和2年8月31日召集

令和2年度8月定例総会議事録

新潟市南区農業委員会

新潟市南区農業委員会 令和2年度8月定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月31日(月) 午後2時55分から午後3時25分

2. 開催場所 南区役所庁舎 4階講堂

3. 出席委員(17人)

会長(議長)	4番	原	平一		
委員	1番	野内	健一		
	3番	伊勢亀	裕二	5番	塩原 信子
	6番	知野	勉		
	8番	小林	裕	9番	平原 大悟
	10番	帯瀬	和幸	11番	曾山 茂
	12番	伊藤	隆	13番	阿部 源一郎
	14番	高橋	潤一	15番	阿部 信哉
	16番	齋藤	雅美智	17番	野澤 秀子
	18番	田村	常一	19番	清水 昭

4. 欠席委員(2人) 2番 羽入 一則 7番 堤 一郎

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員選出

第3 議事

議案 第27号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案 第28号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

追加議案

議案 第29号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

報告事項 農地法第5条転用届出に関する受理について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

第4 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川崎 健

事務局次長 滝沢 秀樹

農政振興係長 和田 友宏

7. 会議の概要

事務局長	<p>定刻より若干早いですが、委員の皆様、全員お集まりですのでこれより始めさせていただきます。2番 羽入委員、7番 堤委員から欠席の連絡が来ております。</p> <p>それでは、会長からごあいさつを頂き、引き続き総会の議事の進行をお願いいたします。原会長お願いします。</p>
会 長	<p><あいさつ></p>
議 長	<p>ただ今から、8月定例総会を開会いたします。</p> <p>当委員会会議規則第4条で定める定足数に達しております。よって、8月定例総会は成立しております。議事日程に従いまして、まず規則第14条第2項に基づき、議事録署名委員の選出について、私から指名させていただいてご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、18番 田村委員、19番 清水委員を指名いたします。それでは、議案に入る前に、報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本日の議案に関係がありますので、他の案件に先立ち報告することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしの声ですので、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>資料1、議案書4ページになります。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。賃貸借を合意解約した旨の通知を受理したのは、白根地区件1件、月潟地区1件でございます。1号は賃借人の変更による解約、2号は農地売却による解約で議案第27号、一般案件、売買2号の関連案件です。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明は終わりました。</p> <p>これよりご質問をお受けしますが、ご発言に際しましては、挙手の上、議席番号とお名前を言ってからご発言いただくようお願いいたします。それでは、ただいまの説明についてご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議 長

ご質問、ご意見はないようですので、議事日程に沿って進めます。

議案第27号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第27号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

今回は新規の利用権設定が1件、売買が2件、交換が1件となります。申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしているものと考えます。従いまして、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に対し要請するものです。

資料2、新潟市農用地利用集積計画の決定について、をご覧ください。①一般案件の表紙をめくっていただき、令和2年8月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。白根地区、利用権設定、契約期間10年、件数1件、田、3,013㎡、所有権移転、売買1件、田、3,013㎡、合計で件数2件、面積6,026㎡です。次に味方地区、所有権移転、交換1件、田、3,600㎡です。次に月潟地区、所有権移転、売買1件、田、5,090㎡です。詳細につきましては、議案書の3枚目以降となります。一覧表の右上にカッコ書きでページ番号を記載しています。

新規の利用権設定については1ページです。農地の所在、地目、面積、借人、貸人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄では支払方法で口振又は現金、10a当たりの借賃又は物納、支払い期限、始期・終期の期間が記載されています。

所有権移転の売買については2ページの1号・2号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には支払方法として今回はいずれも口座振り込み、支払の総額と10a当たりの価格、支払期限、移転・引渡時期が記載されています。なお、売買の申請案件1号につきましては、1ページの新規の利用権設定1号と関連があります。こちらにつきましては、法人の構成員である方が農地を購入し、そのまま法人に農地を貸し付ける形となるため、同時に新規の利用権設定の申請が行われております。また、売買の申請案件2号につきましては、規模を拡大したい意向のある譲受人との相談の結果、話がまとまったものです。

所有権移転の交換については3ページの1号です。農地の所在、地目、面積、譲受人、譲渡人、契約、内容、譲受人経営内容、譲渡人経営面積について記載しています。内容欄には移転・引渡時期が記載されています。今回の申請案件につきましては、耕作の不便を解消したいということで、両方で相談した結果、話がまとまったものです。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりました。それでは、議案第27号について、ご質問、ご意見はありませんか。

清水委員 19番 清水です。議案 第27号、交換の件についてお伺いたします。もう片方の対象農地の情報、面積等が分かれば教えてください。

事 務 局 手元に資料が無いため、後程ご連絡いたします。

議 長 その他、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、只今の案件についてお諮りいたします。提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第27号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、提案のとおり承認と決定いたします。

つづきまして、議案第28号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、追加議案第29号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、一括して提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 資料1、議案書1ページをご覧ください。議案第28号 農地法第5条許可申請に関する処分決定についてご説明いたします。白根地区2件でございます。

1号ですが、申請地は下山崎で転用目的は個人住宅建築敷地です。当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、1ページ下段に記載のとおり、申請地は宅地化の状況が、住宅の用、若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連坦していることから、第3種農地に分類され、許可相当と判断しております。

続いて2号です。申請地は下塩俵で転用目的は露天駐車場敷地です。当日配布資料、農地転用許可申請に係る審査表、3ページ下段に記載のとおり、申請地は、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備えている農地として、第1種農地に分類されますが、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しております。

続きまして、2ページをご覧ください。追加議案第29号、農地法第3条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。白根地区1件でございます。

1号ですが、同一世帯の子に使用貸借権を設定するものです。当日配布資料5ページの農地法第3条調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると判断できます。

なお、議案第28号、追加議案第29号、いずれの議案も調査委員会に付されております。以上で説明を終わります。

議 長 つづきまして、調査委員会の調査結果について、第2調査委員長の16番 斎藤委員から報告をお願いいたします。

第2調査委員長 去る、8月26日 午後2時から第2調査委員会を開催いたしましたのでご報告いたします。調査委員会に付託された案件は、農地法第5条許可申請2件、農地法第3条許可申請1件です。資料1の議案書1ページ、農地法第5条許可申請の1号ですが、代理人からおいでいただきました。申請地は下山崎で面積は143㎡になります。転用目的は個人住宅建築敷地で、契約内容は使用貸借権の設定になります。申請者は、現在、中央区のアパートに居住していますが、子供も生まれ手狭になったことから、妻の実家近くの義父名義の申請地を借り受け、個人住宅を建築する計画です。申請地は第3種農地に分類され、土地改良区及び建設課とも協議済、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて2号の五条許可です。代理人からおいでいただきました。申請地は下塩俵で面積は1,160㎡になります。転用目的は、露天駐車場敷地で、契約内容は売買になります。申請者は醸造工場の発酵装置、いわゆる日本酒のタンクを主に製造・販売しておりますが、資材運搬車や製品出荷に伴う大型車の待機場所が不足していることから、現在利用している工場敷地内にある従業員等の駐車場を隣接する申請地に移転する計画です。申請地は第1種農地ですが、拡張に係る部分の敷地の面積が、既存敷地の面積の2分の1を超えないことから、不許可の例外に該当し、土地改良区及び建設課とも協議済、排水関係も問題無いことから許可要件に該当していると判断し、許可後に工事を行うよう指導しました。

続いて、2ページの追加議案、農地法第3条許可申請1号です。申請地は茨曾根で田畑合わせて11筆、面積合計は16,071㎡で、契約内容は使用貸借権の設定です。申請内容は、譲渡人が経営移譲年金の手続きのため、譲受人である後継者の子に使用貸借権を設定するものです。

本申請は、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認しております。

以上で、第2調査委員会の報告を終わります。

議 長 事務局の説明と調査委員長の報告が終わりました。それでは、議案第28号及び追加議案第29号について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ご質問、ご意見がありませんので、議案第28号についてお諮りいたします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、議案第28号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、許可すべきものと決定し、3,000㎡を超える案件ではないことから、許可処分を行います。

つづきまして、追加議案第29号についてお諮りします。提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声ですので、追加議案第29号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、許可することに異議なしと決定いたします。

つづきまして、報告事項に入ります。一括して事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 資料1、議案書3ページをご覧ください。

農地法第5条転用届出に関する受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区1件でございます。転用内容につきましては、個人住宅建築敷地です。

続いて5ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご説明いたします。届出を受理したのは、白根地区3件、味方地区1件、月潟地区1件でございます。相続等によって農地の権利を取得したとき、適正に農地として利用されるように、届出が義務づけられたものです。今回、斡旋の希望はございませんでした。

以上で、報告を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明についてご質問はありませんか。

(質問なし)

議 長 質問がないようですので、報告事項は承認されました。その他、委員の皆様から何かございますか。

(特になし)

議 長

ないようですので、本日の議事として提案いたしました議案及び報告事項については終了し、
以上で8月定例総会を閉会いたします。
事務局から連絡事項をお願いします。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 原 平 一

署名委員 田 村 常 一

署名委員 清 水 昭